

地域防災の連携体制で提言

〓 消防庁・検討委員が報告書 〓

自治省消防庁の「消防団と地域の自主防災組織等との連携のあり方に関する検討委員会(委員長・細野光弘消防庁次長)」は、今後の消防団と地域住民や企業との協力関係のあり方について検討を行っていたが、このほど報告書としてとりまとめた。

この検討委員会は、阪神・淡路大震災において消防団と自主防災組織等が連携した活動や自主防災組織等の自主的な活動の成果が数多く報告されたことを踏まえ、災害の多い我が国では、消防力の整備とともに自主防災体制の強化が不可欠であるとして、消防団と地域の自主防災組織等がどのような協力関係を構築していくべきかについて検討を行っていたものである。報告書では、消防団が長年の経験等から消防防災に関する知識・技術等の普及指導の中心的役割を果たすべきことや、地域の防災力を高めるためには、常備消防や市町村と一体となった取り組みが必要であることが提言されている。本紙では報告書のうち、「第一章 連携に際しての消防団に期待される役割」と、「第四章 消防団と地域の自主防災組織等との連携のあり方」を紹介する。

消防団と地域の自主防災組織等との連携のあり方に関する報告書(抜粋)

第一章 連携に際しての消防団に期待される役割

1 検討の視点

各地域には、災害に対処するため様々な防災組織が存在している。市町村の消防機関である常備消防や

消防団をはじめ、法令により設置が義務づけられている事業所の自衛消防組織、任意に設置された事業所の自衛消防組織、地域住民からなる自主防災組織があり、さらに最近では、職場や地域関係ではなく個人が各々の技術等を生かして活動する災害ボランティアといったものも見受けられはじめている。

これらは、設置に至る背景は異なるものの、災害の防除のための組織であり、地域における災害を予防し、また、被害を最小限に押さえるためには、各々の組織が連携し、その能力を最大限に生かした活動を実施することが期待される。中でも消防団は、消防に関する豊富な知識を有し、かつ、地域住民により構成されていることから、連携に際して、地域の消防防災のリーダーとしての中心的な役割を担うものと考えられる。

そこで、消防団に求められる役割といった視点から、地域の消防防災における、消防団と自主防災組織等との連携について検討を行うこととした。

2 連携の必要性

地震により引き起こされる災害や風水害等は同時多発的に発生し、その災害事象が長時間に及ぶ可能性が高く、常備消防においては保有する消防力を最大限に発揮して被害の軽減に努めているところであるが、常備消防の消防力のみによっては災害に対処しきれない事態が生じることも考えられ、より効果的な活動を行うには、消防団や自主防災組織等、地域の防災組織が連携した災害対応が必要と考えられる。

阪神・淡路大震災時における地域住民の自主的な活動や消防団と地域住民とが連携した活動等の多くの事例は、大規模災害時における地域の防災活動はいかにあるべきかの方向性を示してくれたところである。

このように、常備消防の消防力のみでは対応しきれない大規模災害が発生した場合において、災害に的確に対応し、被害の軽減を図っていくためには、地域に存在する様々な防災組織の活動が大きな戦力となることから、大規模災害を想定したこれらの組織相互の連携体制を構築し、かつ、連携を円滑にしていけることが地域における防災力を高めるうえで重要であると考えられる。

他方、大規模災害に至らない通常の災害については、常備消防や消防団が市町村の消防責任のもとで対処しているところであり、自主防災組織や事業所の自衛消防組織は大規模災害時や特定の事業所内における災害時において一定の役割、責任を果たす組織であるとするのが一般的な理解である。

しかしながら、地域によっては、常備消防の展開密度が低く、かつ、消防団においても、いわゆるサラリーマン団員の増加や農山漁村等地域の実情により、消防団員の絶対数が不足するところも見受けられる。

このような地域においては、大規模災害に対してのみならず、通常の災害に対しても、防災組織が協力した災害対応が求められるところである。実際に、離島において出漁中の

政 策

留守を預かる女性を中心として婦人消防隊が結成され、災害活動を実施しており、大きな成果をあげている。

ところで、災害時において、その被害を軽減するためには、常備消防や消防団の消防力、自主防災組織や企業の自衛消防組織の活動力が重要であることは言うまでもないが、これらの消防力や活動力が及ばない災害発生直後の段階等における住民一人ひとりの適切な行動が重要であり、その適切な行動が事後の被害の軽減に大きくつながることは否定できない。

もとより、自主防災組織は地域住民で構成されており、住民一人ひとりの行動力の向上は自主防災組織の活動力の向上にも連動するところである。

このため、住民一人ひとりが先ず消防防災に関心を持ち、そしてその関心を行動にまで至らせるため、消防防災に関する知識及び技術を修得させていくことが重要なこととなる。

3 消防団に期待される役割

住民自らの手で地域を様々な災害から守るため、自発的に集まって結成され、地域住民の厚い信頼を受けて育まれてきた消防団は、構成する団員の多くが地域に生まれ育ち、地域の環境や事情、またある意味では地域に住んでいる人々の生活の有様まで理解しているところである。

また、消防団は、常備消防と同じく市町村の消防機関であり、消防に関する豊富な知識と経験、技術を有

している。

このような背景を踏まえ、地域に根ざして消防機関として存在する消防団が、自主防災組織や事業所の自衛消防組織等と連携し、かつ、住民に対する防災指導を通じ、地域の防災力を高めていくうえで、中心的な役割を果たすことが求められていると考えられる。

一方で、災害に対応する機関として必要とされる集団行動や規律の保持等、また日々の消防団活動による時間的拘束等から、特にこれから地域の中心として活動していくことが期待される青年層等の中で、ともしれば消防団活動が敬遠される傾向が見られ、近年、消防団員の減少傾向が続いているところであるが、消防団組織の充実強化という側面からも、積極的に地域の防災組織や地域住民と接点を持ち、消防団の役割について地域住民の理解を深めることは、極めて重要なことでもある。

第二章 消防機関及び自主防災組織等の現況(略)

第三章 連携への取組み(略)

第四章 消防団と地域の自主防災組織等との連携のあり方

1 消防団と地域の自主防災組織

消防団は自主防災組織に対して、災害時における協力機関として及び平常時におけるアドバイザーとしての二つの立場を持つ

自主防災組織については、一部、先進的な地域においては組織の運営から構成員である住民個々の意識に至るまで、相当に充実している地域もあるが、他方、未だ組織が結成されていない地域も多く存在し、また、組織化された地域においても当初の熱意が風化し、訓練等の活動がほとんど実施されていない地域が存在することも否定できない。

自主防災組織が組織されていない地域においては、まずは組織の結成が最優先の課題であるが、組織が結成された後の形骸化することなく、組織を活性化させていくためには、日頃から地域の実情、住民の期待等に応じた訓練等を計画的に、地道に展開していくことが何よりも重要な問題である。

自主防災組織における活動に関し、その低迷の大きな要因として、組織を運営していくうえでのリーダーの不在があげられるが、このような中、同じく地域住民からなる消防団が、消火技術や救助技術等を普及指導をしていくアドバイザーとして、自主防災組織の活動力の向上に貢献していくことが必要である。同時に、消防団と自主防災組織は、災害時における役割分担を明確にした協力体制を構築していく組織同士の立場からも、連携への積極的な取組みが必要である。

このように、消防団と自主防災組織との連携については、その目的が主として消防活動の補完や協力した

活動を期待するものなのか、自主防災組織の活動能力を高めるとともに、その組織の構成員である住民の防災意識の向上を図るためのものなのかは、常備消防、消防団の充実度、自主防災組織の活動状況等それぞれの地域の実情により異なってくるものと考えられる。

しかしながら、いざ大規模な災害が発生した際には、常備消防だけでは対応しきれず、消防団をはじめ地域における防災組織が連携し、総力を挙げて災害に対処する必要がある。このためにも、自主防災組織の充実是不可欠であり、地域に密着した消防防災機関である消防団がアドバイザーとしての役割を果たしていく等、自主防災組織の育成、指導を積極的に推進していくことが期待されることである。

2 消防団と事業所の自衛消防組織

消防団と事業所の自衛消防組織は災害時における協力機関

事業所の自衛消防組織は、石油コンビナート等におけるいわゆる三点セット(大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車)を有する大規模事業所の自衛消防組織から、消火器や小型動力ポンプを主体とする小規模事業所の自衛消防組織まで、事業所の規模や業種により装備、体制が様々であり、また事業所の事業運営方針等の問題を重ね合わせると、連携方策も事業所ごとに異なると考えられる。

例えば、消防車や小型動力ポンプ

政 策

を保有している事業所であれば、通常の災害時においても連携を図ることが可能であり、実際に事業所の敷地外でも、近隣の火災に対して、応援協定に基づき積極的に消火活動に当たっている事例もある。

また、老人ホーム等の福祉施設では、災害発生時が多数存在することから、災害発生時における避難体制の万全を期するため、消防団と自衛消防組織が応援協定を締結して連携を図っている事例がある。

このように、消防団と事業所の自衛消防組織との連携については、業種や事業規模等に応じ、実現できる連携方法が変わってくるのが考えられ、そもそも、自衛消防組織が事業所内における災害対応を目的として設置されていることを踏まえれば、通常の災害におけるの協力はそれぞれの地域、自衛消防組織毎に様々と考えられる。

一方、大規模災害時における組織同士の協力体制を考えた場合、事業所によっては、豊富な資機材を保有していること、隊員に一定の統制がある行動が可能であることから、その連携体制を確立することは地域の防災力を高めるうえで極めて重要であると考えられ、また小規模事業所においても、資機材の提供や住民の一次避難場所としての敷地提供等の連携が考えられるところであり、地域の実情により、消防団あるいは常備消防が中心となって、その連携体制を確立していくことが期待されることである。

これらの連携は消防団活動に対する理解を深めることにつながり、消防団運営の面からも、事業所の従業員である消防団員が勤務時間中等において、訓練や災害対応に出勤しやすい環境を築きあげるために、積極的に行う必要がある。

3 消防団と地域住民

消防団は地域住民の防災意識の高揚及び防災行動意欲へ向けた能動的行動を行う

災害の予防はもとより、災害時において、その被害を軽減するためには、住民一人ひとりの防災意識の高揚が不可欠である。

特に、大規模災害においては、広範囲な災害事象に対し、常備消防、消防団や自主防災組織等、地域における防災組織が総力を挙げて行う行動にも限界があり、特に初期の段階においては、住民一人ひとりの行動が被害の軽減を図るうえで重要となる。

そのためには、平素から住民の防災意識を高めるための施策が大切であり、その防災意識を行動のレベルにまで向上させていくことが重要である。

この住民に対する消防防災に関する啓発、指導活動は、消防機関を始め各地域において様々な機関が様々な方法で進めているところであるが、とりわけ消防団は、住民に一番身近な消防機関として、住民の意識を最も的確に把握できる立場にあり、その状況を踏まえて、最も効果的に消防防災に関する知識・技術の

普及指導を推進することができるとの場がある。

近年、各地の消防団は、災害時の活動のみならず、平常時において、独居老人宅への戸別の防火訪問や地域を巡回しての広報活動等を通じての防火意識の啓発、応急手当の普及指導、花火大会における警戒等、様々な活動を地域の実情に応じて進めているところである。

これらの活動は、特に、近年増えつつある女性消防団員の活躍が目立っているが、これは、消防団が従来の消火中心の活動から、災害時以外の日常的な火災予防活動等をも積極的に進めはじめたことにより、女性消防団員の活躍の場が広がり、女性消防団員の増加につながっていることが大きな要因と考えられる。高齢社会の進展等に併い地域に密着したきめ細かい火災予防等が求められる中、女性消防団員の果たす役割は益々大きくなると考えられ、消防団においても積極的な登用が求められる。

このような日常的な分野への消防団活動の展開は、消防団が地域における消防防災のリーダーとしての役割を自らも認識し、また地域住民からも期待されていることに他ならないと理解されることである。

今後、このような消防団の平常時における活動は、それぞれの地域において、住民に受け入れられやすい方法を模索しながら、より一層充実していくべきものと考えられる。

これら地域住民等に対しての啓発に関する活動については、平成十二

年一月に改正された「消防力の基準」において消防団の業務として明示されたところであり、消防団において今後さらに積極的に推進することが期待されているところである。

しかし、住民との連携活動を行う場合において、その活動内容が消防団組織として協力することが可能な活動にあたるか否かについて、留意することも忘れてはならない。

4 まとめ

消防団が長年、災害現場の経験等から培ってきた消防防災に関する知識・技術を用い、地域の自主防災組織や事業所の自衛消防組織との連携、及び、地域住民に対して様々な防火防災指導等を展開することは最も自然な姿であると考えられる。

なお、この際には、常備消防や市町村役場が狙う役割も大きなものがある。実際、有効な連携が図られている市町村にあつては、常備消防や市町村役場、消防団、そして地域住民等が三位一体となった協力関係が構築されており、常備消防や市町村役場が消防団と地域住民等の間をコーディネートする中で、地域住民等に対する指導において消防団が中心的な役割を担っている、といった構図が多く見られるところである。

地域の防災力を高めていくにあたっては、このように、地域が一体となった取組みが必要であり、そのうえに立って、消防団を中核とした、災害時に備えた地域における防災ネットワークを形成していくことが、最も期待されることである。

フォーラム

平成 1 年度 地域づくり自治大臣表彰

住民参加のまちづくり

現地レポート

鳥取県

さい はく ちょう
西 伯 町



環境ワークショップ

まちづくりは 住民参加の100人委員会で

町の概要

西伯町は鳥取県の西端に位置し、山陰の商都米子市の南十二キロメートルに位置し自然の美しい平和な町であります。昭和三十年に五ヶ村が合併し、八千九百人が発足しましたが、現在八千三百人で高齢化率二十六パーセントと、その対応が町の大切な施策であります。町内を南北に流れる法勝寺川の堤防に植えられた四十年生の桜花と、この時期に開催される江戸時代から伝わる「一式飾り」(農具・陶器などの一式を使用して干支などの造形物を造る)という伝統行事が町の自慢で多くの観光客を迎えて賑わっています。又、南部の山間地に平成元年に完成したダム湖は緑水湖と命名し、管理センターの緑水園を中心にバンガロー・オートキャンプ場・森林公園など施設整備をはかり年間十五万人もの観光客に訪れて頂く一大観光地となっております。町内にはグリコ・NOKなど優良企業の進出で八百人の雇用を確保しています。また百床の特老、二百十床の西伯病院、七十人定員の精神薄弱者更生施設が二箇所と福祉の町づくりを進める中核的な施設が整備されていることも自慢です。昨年の三月第六次西伯町総合計画を策



定しましたが、そのコンセプトは地方分権における住民参画社会を標榜し、様々な施策の展開をはかっていくことと致しました。この四月から地方分権一括法の施行により新しい地方自治がスタートすることや、介護保険制度のスタートを控え住民参加の100人委員会等の活動が背景にあつたからです。

住民参加の100人委員会

100人委員会は介護保険事業計画に住民の声を反映させようと公募しましたが、二十三才から八十才までの九十八名の方が応じ平成十年十二月五日に発足しました。会長さんには意見をまとめようと無理をされずに会員の気持ちができるだけ素直に引き出すような会の運営をお願いしました。会員の皆様には一定の知識がなければ意見も言えないので、最初の四

フォーラム



四十年生の桜堤

るような訓練を受けてきませんでした。一〇〇人委員会においては提言を取りまとめた後から介護保険を見守っていく役割を強く自覚されて、行政が自分たちの提言にどのように応えていくのかとても感心が高くその経過や

ヶ月は勉強期間として制度の仕組み等についてしっかり学んで頂くようお願いしました。行政に文句を言いたい人も自分達の事として真剣に学び発言するメンバーの姿に引かれて、その気持ちを提言に込めて頂いた様子で素晴らしい内容の提言となつています。私が素晴らしいと考えるのは出来もしないことを並べ立てたようなものではなく、町の現状をよく理解されて自分たちで出来る事は自分たちでやるうという町を思う気持ちで満たされているからです。

活動から学んだこと

私はこの提言の実現に最大努力する考えですが、その過程においては反省する点もありました。と言つのも従来審議会等から答申を頂くと、職員は専らその実現に全精力を傾注し、その経過や結果について必ずしもフィードバックす

結果について随時報告を要求されたのです。従来は審議会などとは異なつた対応に面食らつたようですが、提言をどのように受け止めそれをどう施策に反映するのか、その経過や結果を逐一話し合いながら進めていくという地道な取り組みこそが住民参加を保証する大切な手法であると気づきました。従来のように結果で応えることだけでは納得は得られないと学んだのです。



一式飾り、神楽(塗物一式)



一式飾り、龍(竹製品一式)

一〇〇人委員会の今後の活動

一〇〇人委員会では介護保険をよりよい制度に育てていこうと住民サイドに立った「アドバイザー」としての活動を始めようと話し合つて頂いています。これは利用者

者の悩みや苦情を絶えず聴き取り、サービス事業者や保険者につないでいくコーディネーター役で告発型のオンブズマン制度とは異なります。弱い立場にある利用者を元気づけ同時に事業者がアドバイザーの利用によって進

んでサービス内容を向上させていくような、双方にとって利益となるもので住民自身の手によって介護保険を育てていこうという一〇〇人委員会の理念にも合致したものです。

環境ワークシヨップ「クリーンライフ西伯」

西伯町ではこの一〇〇人委員会の他にもう一つ一〇〇人のメンバーからなる環境ワークシヨップ「クリーンライフ西伯」の組織があります。区長推薦と公募が集まつた一〇〇人の皆さんで、介護保険のメンバーとはほとんど異なつた顔ぶれでこちらも頼もしい限りです。昨年十一月には町民自らも環境保全に立ち上がるうとの決意を込めた提言書を取りまとめ頂きました。町ではこのような住民の盛り上がり背景に環境基本条例の制定を目指していますし、又、役場もその範を示そうとISO一四〇〇一の本年度中の取得を目標に取り組んでいます。ちなみに条例については町内全戸、全事業所、小・中学生アンケート結果及びワークシヨップの提言を参考として、西伯町の環境基本条例を考える会「十九名で現在鋭意検討を進めて頂いています。

フォーラム

住民参加の成果

住民参加の仕組みをつくったことにより一〇〇人委員会では『まちづくりを真剣に考えるメンバーを育てつつある。会員が活動を通じていきいきと輝いている』、『ワークシヨップでは『地域づくりを行政にまかせたきりにするのではなく、自ら学び意識改革していく自己研鑽が必要』と総括し、関わりを持ったことの成果や意義を語って頂いています。住民参加による住民自治を指標にしていくことによって、分権・自治の二十一世紀を展望することができるかと確かな手応えとして実感している昨今です。

終わりに

住民参加が進まなかった理由は行政が住民に参加の仕組みをつくらなかったからであると気づきま

した。又、議会との関係については最終的に全ての施策について議事が決定するのでありその権能を侵す訳ではありません。住民の意見をしっかりと聴いて議会に提案することこそ町長の務め、そんな施策こそ審議に値する施策と考えて、今後もできるだけ住民参加の町づくりを進めていこうと決意をしているところです。

鳥取県西伯町長
坂本 昭文



住民参加の町づくり自治大臣表彰・福祉の町づくり厚生大臣表彰



百人委員会勉強会

情 報

町村週報主要索引

- 平成十二年一月～四月
一一九号～一二二号
- 活動
 - 全国町村会定期総会開く 一一三〇二 (2)
 - 地方分権法の延長で要望⇨全国町村会 一一三〇二 (10)
 - 山本会長 分権推進法の延長で要望運動 一一三〇三 (3)
 - 市町村長代表 小淵総理と意見交換 一一三〇六 (2)
 - 山本会長が地方税財源問題で意見陳述⇨地方分権推進委員会ヒアリング 一一三〇八 (2)
- 政策
 - 水産基本法(仮称)制定へ 一一二九九 (2)
 - 平成十二年度関係省庁予算特集号 一一三〇〇 (2)
 - 地財対策と自治省関係予算・施策のあらまし 一一三〇〇 (5)
 - 厚生省関係予算・施策のあらまし 一一三〇〇 (5)
 - 文部省関係予算・施策のあらまし 一一三〇〇 (23)
 - 建設省関係予算・施策のあらまし 一一三〇〇 (37)
 - 農林水産省関係予算・施策のあらまし 一一三〇〇 (42)
 - 発電協等関係省庁予算・施策のあらまし 一一三〇〇 (53)
 - 徹底した行革と財政体質健全化を要請⇨平成十二年度自治省財政課長内かん 一一三〇一 (2)
- 身体介護と家事援助の複合型を新設
⇨解説:介護報酬について 一一三〇三 (2)
- 単独事業を四・一%減に規模是正⇨解説:平成十二年度地方財政計画 一一三〇四 (2)
- 決算規模、三年ぶりに前年度上回る⇨平成十年度市町村決算の概要①(歳入) 一一三〇五 (2)
- 財政構造の硬直化一段と進む⇨平成十年度市町村決算の概要②(歳出) 一一三〇六 (2)
- 地方交付税法改正法案を閣議決定 一一三〇七 (2)
- 食料・農業・農村基本計画を答申 一一三〇九 (2)
- 平成十二年度畜産物価格決まる⇨畜産振興審議会 一一三一一 (2)
- 地域の自立施策を積極支援⇨四月一日新過疎法が施行 一一三一一 (2)
- 平成十二年版地方財政白書⇨財政構造の硬直化・過去最悪を更新 一一三一二 (2)
- 随想
 - 山間(奥地)集落の生き残り 一一三一二 (2)
 - 鳥取県関金町長 竹田哲男 一一三一九 (10)
 - 本町の町づくりについて 鹿兒島県松元町長 四元泰盛 一一三〇一 (14)
 - これで日本は大丈夫か 茨城県伊奈町長 飯島 善 一一三〇二 (13)
 - 地球でいちばん素敵ないなまち 岐阜県町村会長・武儀町長 熊澤昌之 一一三〇三 (10)
 - 浄化センター(公共下水)に町役場併設の顛末 和歌山県町村会長・南部町長 山崎繁雄 一一三〇四 (10)
 - わが町の国際交流 全国町村会副会長・宇和町長 愛媛県町村会長 宇都宮象一 一一三〇五 (10)
 - 「町民参加の町政」をさらに推進するために 北海道上磯町長 海老澤順三 一一三〇六 (14)
 - 獣医になった思い出 山口県橋町長 中本富夫 一一三〇七 (9)
 - 湯僧の町づくり 福賀県吉富町長 田中博昭 一一三〇八 (10)
 - わが町の紹介 福岡県吉富町長 中家 一 一一三〇九 (10)
 - 自然との共生 滋賀県木之本町長 藤田市治 一一三一一 (9)
 - 町長室通信(号外) 神奈川県真鶴町長 三木邦之 一一三一一 (10)
 - こよなく愛するわが郷土だから 人間と自然が共生するまち 山形県大江町長 上田郁雄 一一三一二 (10)
 - フォーラム 地球と結ぶ勝浦づくり 徳島県勝浦町 一一三一九 (5)
 - ワインの香りのする田園交響都市 宮崎県都農町 一一三〇三 (5)
 - 健康長寿の町づくり 百歳への挑戦 福岡県西会津町 一一三〇四 (5)
 - 歌の町・古今伝授の里づくり 岐阜県大和町 一一三〇五 (5)
 - 黒潮体感 鯉乃國の物語 高知県中土佐町 一一三〇七 (5)
 - サウンドスケープ《音風景》の町づくり 静岡県本川根町 一一三〇八 (6)
 - 竹林面積日本一 竹を活かしたまちづくり 鹿兒島県宮之城町 一一三〇九 (5)
 - 21世紀に響け 太鼓のまち 織田町 一一三一一 (5)
 - 近江商人の発祥地 てんびんの里のまちづくり 滋賀県五個荘町 一一三一一 (5)
 - 自分たちのまちは自分たちの手で 福岡県宮田町 一一三一二 (5)
 - 町村週報主要索引(平成十一年九月～十二月) 一一三九九 (8)
 - 新任都道府県町村会長の略歴(秋田県) 一一三一二 (8)
 - カプセルNOW&NEW 一一三〇〇・一一三〇二・一一三〇四・一一三〇五・一一三〇六・一一三〇七・一一三〇八・一一三〇九・一一三一一・一一三一二 一一三九九 (8)
 - 政策リーダー 一一三九九 (8)

カナル Now & News

町出身作家の生涯 宮城県
百周年記念で演劇も上演 岩出山町

町出身の農民文学作家である佐々木俊郎の生涯百周年を記念して、町では学校・PTA関係者や親族で構成される記念事業実行委員会を設置し、四月から記念事業を実施しており、書籍や原稿の展示や、子どもにも理解できるように現代風にアレンジした演劇を上演していく。

比較的元氣な高齢者 山形県
対象にデイサービス事業 中山町

町では、要介護認定で「自立」と判定された高齢者や認定を受けていない比較的高齢な高齢者を対象に、町営温泉施設内の会議室を利用し、週一回、利用者負担千円前後で、手芸教室等の活動を通じて交流の場を提供するなどのデイサービス事業を実施している。

「ふるさと見聞館」 茨城県
オープン 大洋村

村が村役場の隣接地に建設していた「ふるさと見聞館」がオープン、地元農家が会議などに利用できる研修室を備えるとともに、特産品や観光地のパネルを展示し、また、ホームページを検索し観光情報などが入手できるパソコンが設置されたホールなどが整備されている。

チームティーチングで 群馬県
算数嫌いの防止体制 群馬町

町教育委員会は、二〇〇〇年から町立小学校全五校に、数

学の基礎部分を学ぶ三・四・五年生の授業に、担任教師とともにチームティーチング(ＴＴ)を行う算数の学習指導助手を配置し、子どもたちの算数嫌いをなくすために手厚く指導できる体制をとっている。

姉妹提携村のワインを 山梨県
「道の駅」で販売 鳴沢村

村は、一九九六年七月に姉妹提携したフランス・セリエル村との交流の一環として、セリエル村があるジュラ県で造られた特有の黄色いワイン「ヴァン・ジョンヌ」など五種類のワイン計四百二十本を東京の商社を通じ購入し、村の「道の駅」で販売している。

たい肥センターを建設 長野県
三郷村

村は国の畜産再編総合対策事業を導入し、村内の酪農家などが持ち込んだ家畜のふんをわらやおがくずと機械で混ぜて熟成させ、たい肥にしていく「たい肥センター(仮称)」の建設に取り組んでいき、完成したたい肥は、村内農家などに販売していく予定。

オオタカの生息、分布 岐阜県
状況等の調査を実施 御高町

希少鳥類のオオタカの生息が確認されている町は、地域住民のオオタカに対する保護意識を高めていくことなどをねらいに、国の緊急地域雇用特別交付金一千二百万円を活用して、オオタカの生息確認や分布状況に関する調査を実施した。

「旅の御意見帳」で 愛知県
名所旧跡を紹介 幸田町

町は、町内に約千石の領地をもっていた郷土の英雄である徳川の直参旗本・大久保彦左衛門が主人公となって、「彦左の御意見番」と題するコラムなどを見交えながら町内の名所旧跡や見どころを紹介していく十四ページの観光パンフレット「旅の御意見帳」を作成した。

「笠置もてなし塾」 京都府
発足で観光活性化 笠置町

太平記の古戦場として歴史的に知られている笠置山などの観光資源を持ちながら、観光客が減少していた町は、京都市内の専門学校との協力を得て、町内旅館経営者やカメラマン、同校旅行学科生徒などがメンバーとなった「笠置もてなし塾」を発足させ、観光活性化に向けて様々なアイデアを練っている。

歴史や文化体験の 奈良県
できる「郷土館」を建設 大塔村

村は、江戸末期の民家を再現し、囲炉裏で郷土料理などを提供する「母屋」や、村の歴史などを資料等で紹介する「歴史の蔵」、木地師の仕事場を再現し、木地師にしゃくし作りを再現してもらおう「木地師の館」の三棟で構成される歴史・文化体験施設「郷土館」を建設した。

汚泥をバクテリアで 島根県
分解するプラントを設置 東出雲町

町西部に周辺住民九百八十人分の生活排水等を処理する農業集落排水処理施設を設置してい

る町は、同施設から発生する年間約三百五十立方メートルの汚泥をバクテリアで二酸化炭素と水蒸気に分解し、脱臭装置を通して排出するプラントを設置した。

町出身の小説モデルを 広島県
紹介する資料館を計画 上下町

町は、明治の小説家・田山花袋に入門し小説「蒲団」のヒロインのモデルとなった町出身の岡田美知代の生家を取得して、これまで収集してきた岡田や花袋の書簡、原稿等を紹介する、町並み資料館(仮称)として整備していく計画を進めている。

観光スポットに 長崎県
人気のレストラン完成 西海町

ブラックバス釣りや炭焼き体験、サイクリングなどが楽しめる新しい観光スポットとして町が整備している伊佐ノ浦ダム公園に、冷暖房完備・バス・トイレ・キッチン付きのコテージ七棟と、旬の素材を使った薬膳料理が楽しめるレストランが完成し、人気を呼んでいる。

無料駐車場の運営費を 沖縄県
企業にも分担させる条例 北谷町

ショッピングセンターや娯楽施設などが集まる町中心部に開設した約千五百台収容可能な公共駐車場の使用料を無料にして集客力を高め、町の活性化を図っていくこと、町は駐車場の管理運営費を利益を受けると認定された周辺企業にも分担してもらおう条例を施行した。

カナル Now & News

随 想

東京の秘境
「檜原村」からの発信

東京都長 村 陸 實
はら 檜 原 村
鈴木 鈴

随 想

東京都の一番西の端、「檜原村」です。正式名称は、東京都西多摩郡檜原村、内陸部では、東京で唯一の村であります。

平成十二年一月一日の人口、三、四四六八、高齢化率三四・三%、面積一〇五・四二平方キロメートル、九三%が林野であり、過疎に悩み、少子、高齢化の進行と毎日戦っております。

風土記に江戸日本橋より行程十六里なりとあります。即ち都心部より六四キロメートルであります。南は山梨県・神奈川県に接し、北は奥多摩町に、そして東部がわずかに「あきる野市五日市」に向けて山が開けている、山間僻地で、東西一三・八キロ、南北一〇キロメートルであります。

東京の最果ての地のように多分に蔑視を込めた呼び名で紹介され

ていまして、エコロジーの世の中になつたので、俄に自然を守れ、清流を汚すな声に押され、今では、自然の宝庫、東京の奥座敷といわれるようになり何階級も一ぺんに昇格されたようであります。

村の周囲は千メートル級の山々の稜線が連なり、月夜見山や三頭山の源とする奥秋川の清流と緑豊かな山々は、格好の繁殖地として多くの鳥獣や植物が見られ、高原から平地までの動植物が、東京の中で見ることができると貴重どころであります。

森と清流は住む人達の素朴さを表わし、紅葉の錦は村民の心の美しさの反映であります。それが檜原村であります。

第三次に及ぶ長期総合計画で村の将来像を「森と清流のある、やすらぎの村」としております。そ

して、自主・自立の精神と、連帯で村づくりを目指して、五つの基本計画を樹て実現しようとしております。

キャッチフレーズは、「みんなでつくる、三安の村」であります。これは、安全で便利な村・安心して住める村・安定した暮らしの村の意味でありまして、至るところで、巧まざるボランティア精神が生きている村でありますので必ずや実現出来るものと信じております。

村の生活の厳しさや、自然を守ることの難しさを、自然とのふれあいによって理解してもらおうと、数馬の地に、二〇〇ヘクターにも及ぶ山林を山岳公園として都民の森と名付けて、動植物をウオッチングする小屋・ワサビ田・炭焼き小屋・三頭山への登山道・滝あり、二十四キロにも及び散策路等々、山からの恵みを実感出来る公園として二百万人の人達が訪れていきます。また、村内の活性化グループも山林の中に「富士の森」という研修施設を作り、活躍をしております。自然との共生の二本となっております。

村の中に子供の歓声が年を追う毎に少なく、平成十年には、僅か十七人しか出生いたしませんでした。反対に年々高齢化率は増加し

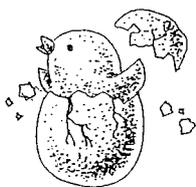
て、超高齢化社会となっております。そこで子供から高齢者や健康者まで対象とした「やすらぎの里」が昨年四月からオープンいたしました。そこには、診療所、保健センター、老人福祉センター、福祉作業所、児童館、ゲートボール場、森林浴の出来るジョギングコースなどがあり、福祉の拠点となっております。

村の八〇%が秩父多摩国立公園に属していますので、村の全てが観光資源となっております。

村を訪れる観光客は、四季折々、さまざまな彩りに魅せられ年間一二〇万人にも及んでおります。

神戸岩や弘沢の滝、郷土資料館、数馬の里、都民の森などが人気の的となっており、温泉センター数馬の湯も、民宿と共に賑ぎわっております。

二十一世紀の初頭をめざして、村民の心を一つにして、「やすらぎの村」ここにありと誇れるような意気込みで邁進いたしておりますので、皆さんのご支援をお願い申し上げます。



情 報

政策リーダー

政策リーダー

水源地域対策のあり方に関する検討委員会報告書まとめ

国土庁

国土庁の「水源地域対策のあり方に関する検討委員会」はこのほど、「新世紀に向けて 水源地域の自立・新生と流域一体となった取り組みを指して」をまとめた。

近年、工業用水の再利用の進展等により水需要の伸びが鈍化しているものの、一方で年間降水量が減少する傾向にある。このため、報告書は引き続き安定的な水供給対策を講じる必要があるとした上で従来のダム建設等による水資源開発に加え、節水等の有効活用及び森林・既存ダム施設等の有効活用等による「健全な水循環系の構築」を指した数項目の提言を行っている。

具体的には、①住民の手により、地域の魅力を向上させるための水源地域アドバイザー等専門家の紹介、研究会等の発足、モデル事業の実施、②住民の自発的活動による地域の在り方の決定や地域独自の価値観の形成を図るため、地域リーダーの養成研修及び様々な人材の地域横断的な有効活用、③国・都道府県、都道府県・市町村、市町村・住民の役割を明確にし、自発的活動を補完していく「行政・住民との役割分担の明確化とパートナーシップの推進」、④関係省庁との連携施策の実施、上下流交流アドバイザーの創設・派遣等による「流域全体における良質な水資源の安定的確保に関する住民意識の高揚」、その他として、⑤「水源地域同士の交流による自己啓発」、⑥「非営利組織との連携」等を挙げていく。

平成十二年度過疎債の運用について

自治省

自治省は、過疎地域自立促進特別措置法が四月一日に施行されたのに伴い、平成十二年度における「辺地債対策事業債取扱要領」及び「過疎対策事業債取扱要領」を取りまとめ、指導課長名で自治体に通知した。

これによると、過疎債の対象事業については、真に過疎地域の自立に資するよう、財政状況を勘案の上、緊急度の高いものに優先的に充当することとしており、第三セクターに出資及び補助を行う場合においても、「第三セクターに関する指針」の趣旨を踏まえ、採算性などを十分検討することとしている。

その上で、対象事業項目として、①産業の振興②交通・通信体系の整備及び情報化の促進③生活環境施設等厚生施設の整備及び医療の確保④教育文化施設の整備⑤集落再編整備のための用地の取得及び住宅等の整備を挙げており、うち、新規事業として、介護老人保健施設や地域文化振興事業、商店街振興を目的に公営企業が運営する共同店舗などを例示している。

また、充当率については、原則一〇〇%となっているが、渡船施設や簡易水道施設等については、現行の二五%から五〇%への引上げが、また新規事業については、共同店舗に対して五〇%、定住促進住宅の在宅部分に対しては七五%が措置されることとなっている。

女性農業者の実態調査を公表

農家女性の四割に給与制

農水省は、「女性農業者の地位向上に関する実態調査」を公表した。農家女性の九割が農業経営に参画し、一割は農地も所有していることが分かった。調査は、昨年十一月、全国の農業改良普及センターを通じて、約三千人の農家女性に聞き取り調査をした。

農業経営への関わり方では、「夫や親と一緒に経営全体に参画」が六割、自分が中心になって「特定部門」や「全体」を取り仕切っている人を合わせると九割に上る。経営全体を取り仕切っている女性は十五%で、五年前に実施した同様の調査より三ポイント増え、同省では農村女性の経営参画意識が高まったとしている。

報酬・給与面は、「毎月決まった額を受け取る」が四三%で、若い世代ほど割合が高まり、三十代は六割に上る。「家族経営協定」が広がり、「ただ働き」が減り、報酬が定着してきた傾向が表れている。

一方、女性名義の預貯金をもつ人は、九〇%、農地をもつ人は、九%にのぼった。結婚後に夫や夫の親から贈与や相続を受けた女性が四割近くを占めた。また、農地を現在持たない人も四人に一人は、将来、「持ちたい」と回答。その理由には「自分自身の財産を持ちたい」、「農業経営の足場が固まる」、「地域社会での信用が高まる」を挙げた。半面、農地所有を望んでいても持てない理由は、「資金不足」、「家庭内で相談できない」であった。